

1月のトピック

オンラインでの納税額申告の期限延長について

財務省は、オンラインでの申告・納税の期限延長に関する財務省通達(第7号)を公布しました。これにより、インターネットを介した、個人所得税、法人所得税、源泉所得税、付加価値税、特定事業税、貸借対照表、収支計算書、損益計算書、または歳入法典第3条(9)に定める者が監査した、経費差し引き前所得計算書の納税額申告、納税期日が延長されました。

申告書様式	従来の提出期限	新・提出期限
P.N.D.90、P.N.D.91、P.N.D.95	翌年3月末	翌年4月8日
P.N.D.94	当年9月末	当年10月8日
P.N.D.50、P.N.D.52、P.N.D.55、 および貸借対照表、事業収支計算書、 収支計算書、または当該会計期間中に 歳入法典第3条(9)に定める者が監査し、 承認した、経費差し引き前所得計算書	当該会計期末日から 150日以内	当該会計期末日から 158日以内
P.N.D.51	当該会計期末日から 2か月以内、会計期首日から 6か月以内	当該会計期末日から2か月8日以内、 会計期首日から 6か月以内
P.N.D.54	評価対象所得が 支払われた、または 所得をタイ国外に送金した月の末日 から7日以内	賦課評価対象所得が 支払われた、または 所得をタイ国外に送金した月の 末日から15日以内
P.N.D.1、P.N.D.2、P.N.D.3、 P.N.D.53	評価対象所得が 支払われた月の月末から 7日以内	評価対象所得が 支払われた月の月末から 15日以内
P.N.D.1 Kor	翌年2月末	翌年3月8日まで
P.N.D.2 Gor、P.N.D.3 Kor	翌年1月末	翌年2月8日まで
P.P.30	翌月15日まで	翌月23日まで
P.P.36	商品またはサービスの 購入代金が支払われた月の 末日から7日以内	商品またはサービスの 購入代金が支払われた月の 末日から15日以内
P.T.40	翌月15日まで	翌月23日まで
ディスクロージャー フォーム	会計期間末日から 150日以内	会計期末日から 158日以内